第二百六号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十二月一日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
一	四一一、六〇〇円
二	四六三、九〇〇円
三	五一九、二〇〇円
四	五九一、九〇〇円
五	六七二、〇〇〇円
六	七六四、七〇〇円

七　八三九、〇〇〇円

第五条中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十八・七五」に、「百分の八十一・二五」を「百分の八十二・五」に、「百分の百十八・七五」を「百分の百二十一・二五」に、「百分の百十三・七五」を「百分の百十五」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第一項の規定は令和八年四月一日から、改正後の条例第五条並びに次項及び附則第四項の規定は同年十二月一日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

3　令和八年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第五条の規定の適用については、同条中「百分の八十二・五」とあるのは、「百分の八十三・七五」とする。

（勤勉手当に関する特例措置）

4　令和八年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第五条の規定の適用については、同条中「百分の百十五」とあるのは、「百分の百十六・二五」とする。

（給与の内払）

5　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付職員の給与を改定する必要がある。

第二百六号議案　東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例　三